

[別表 2]

過料の賦課基準（第 37 条関連）

1. 一般基準

- イ. 違反行為の回数による過料の過重された賦課基準は、直近 2 年間同様の違反行為に対し過料の賦課処分を受けた場合に適用される。この場合、期間の計算は違反行為に対して過料の賦課処分を受けた日とその処分後再び同様の違反行為をして摘発された日を基準とする。
- ロ. イ目に基づき過重された賦課処分をする場合、過重処分を適用する回数はその違反行為前の賦課処分の回数（イ目に基づく期間内に過料の賦課処分が 2 つ以上あった場合には数字が高いほうをとる）の次の回数と計算する。
- ハ. 賦課権者は次のいずれかに該当する場合には第 2 号の個別基準に基づく過料の 2 分の 1 の範囲でその金額を減額して賦課することができる。但し、過料を滞納している違反行為者についてはその限りではない。
- 1) 違反行為が些細な不注意や誤りによるものだと認められる場合
  - 2) 違反行為者が法の違反状態を是正若しくは解消するために努力した事実が認められる場合
  - 3) その他違反行為の程度、違反行為の動機やその結果等を考慮して過料の金額を減らす必要があると認められる場合
- ニ. 賦課権者は次のいずれかに該当する場合には第 2 号の個別基準に基づく過料の 2 分の 1 の範囲でその金額を増額して賦課することができる。但し、増額して賦課する場合においても法第 39 条第 1 項に基づく過料の上限を超えることはできない。
- 1) 違反の内容・程度が重大なもので国内産業等に与える被害が大きいと認められる場合
  - 2) 法の違反状態の機関が 3 月以上の場合
  - 3) その他違反行為の程度、違反行為の動機やその結果等を考慮して過料の金額を増額する必要があると認められる場合

2. 個別基準

違反行為	根拠となる条文	過料（単位：万ウォン）	
		1 回違反	2 回以上違反
イ. 法第 9 条の 2 第 3 項に基づく判定申請書類を提出しなかったか、虚偽で提出した場合	法第 39 条第 1 項第 1 号	300	500
ロ. 法第 9 条の 3 第 1 項に基づく国家コア技術保有機関登録を申請しなかった場合	法第 39 条第 1 項第 2 号	500	700
ハ. 法第 10 条第 3 項を違反して国家コア技術の保護措置を拒否・妨害又は忌避する場合	法第 39 条第 1 項第 3 号	700	1,000
ニ. 法第 11 条第 10 項及び法第 11 条の 2 第 12	法第 39 条第 1 項	700	1,000

項に基づく産業通商資源部長官による協調の要請を正当な事由なしで拒否した場合	第 4 号		
ホ. 法第 13 条第 3 項に基づく産業通商資源部長官による措置命令に従わない場合	法第 39 条第 1 項第 5 号	700	1,000
へ. 法第 15 条第 1 項規定に基づく産業技術侵害申告をしなかった場合	法第 39 条第 1 項第 6 号	500	700
ト. 法第 17 条第 2 項規定を違反して関連資料を提出しなかったか、虚偽で提出した場合	法第 39 条第 1 項第 7 号	300	500